

【全般】

**Q1** 補助金の請求方法は？

**A1** 健診等を実施したら、2009年度保健事業一覧の「請求時提出書類」に記載の必要書類を添え、労金健保にお送り下さい。なお対象年齢等の制限にご注意下さい。

**Q2** 在職中に健診を受けたが・・・？

年度途中で任意継続被保険者になった。今年度は在職中に事業所で健診を受けたが、任継資格で再度健診を受けて補助金を請求できるか。

**A2** できません。健診に限らず各種事業補助は在職中と任継の資格を通じて、年度1回です。

**Q3** 健診等に保険証は使えない？

健診等は自費扱いなので補助金の立替え金額が大きい。保険診療にしてはいけないか。

**A3** 保険診療は病気を治療するためのもので、健診には適用できません。また、保険診療の自己負担は別途還元制度があり、健診補助と重複しないように区別する必要があります。

【被保険者健診】

**Q4** 任継者本人の特定健診は？

昨年度から特定健診が始まったが、任継被保険者分はどのようになる？

**A4** 一般の健診医療機関で実施している健診コース、「生活習慣病健診」「半日ドック」「人間ドック」などには、ふつう特定健診項目が含まれています。そのような健診コースのうちご自分の年代に合うものを受診すれば、特定健診を受診したことになります。

(ただし、対応していない機関もあり得ますのでご確認ください。)

**Q5** 健診費用の自己負担が在職中より増えたが。在職中より自己負担が多い気がするが、健診補助金は在職中と異なるのか。

**A5** 任継者の方も在職の方も、労金健保の健診費用補助上限は同額です。在職中は全額または一部を事業主が負担していましたので、その分の自己負担が増えることがあります。

【被保険者婦人がん検診】

**Q6** 人間ドックに含まれる婦人がん検査で・・・。

人間ドックの中の婦人がん検査は領収書を分けられないと病院で言われた。一枚の領収書で健診補助と婦人がん検診補助両方を請求したい。

**A6** 費用の内訳明細書、健診費用の一覧表など、婦人がん検査費用がわかる書類で病院が発行したものを、いっしょにお送りください。

【再検査】

**Q7** 再検査・精密検査は保険診療？

健診の結果精密検査が必要になった。これは保険診療とすべきか。

**A7** はい。健診の結果指示された再検査・精密検査は、必ず保険診療に切り替えてください。誤って自費扱いにした場合、健診補助の対象外であるため、受診者の自己負担になります。

※受診者側のやむを得ぬ事情で以下の枠内の検査を再度やり直す必要が生じた場合(急な体調不良による検査中断など)、補助金対象になるケースもあります。再検査の前に労金健保までお問合せください。

胃部レントゲンまたは胃カメラ 便潜血検査 子宮頸がん細胞診、 乳房触診・マンモグラフィまたは乳房超音波検査
--

【被扶養者健診】

**Q8** 被扶養者の健診制度が変わった？

**A8** 被扶養者健診制度が変わりました。(概要は「労金けんぽ」4月号の巻末)

被扶養者には、5月に詳細な案内文書等をお送りします。

**Q9** 特定健診対象外の被扶養者の健診補助は？

妻は特定健診の年齢に達していないが、健診補助を受けられるか。

**A9** はい。20歳以上の被扶養者は、ホームネット健診かファミリー健診の制度をご利用いただけます。詳しくは5月にお送りする被扶養者健診案内をご覧ください。

【特定保健指導】

**Q10** 特定保健指導はどんな形で実施？

**A10** 健診結果により、対象となる方を労金健保で選んでご案内をお送りします。

ただし、2009年度は保健指導機関の不足も考えられ、実施可能な範囲に限っての実施となります。

【スポーツ補助】

**Q11** スポーツ補助の対象は

泊りがけの旅行先で、ウォーキングをしたが、対象になるか。

**A11** 諸スポーツ補助は、宿泊を伴うものには原則として適用しません。なお、補助の対象となるのは、施設使用料と用具レンタル料のみです。用具購入費や飲食費は対象外です。

全国労働金庫健康保険組合 保健指導部

101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-20

第2龍名館ビル4F tel 03-5217-1018